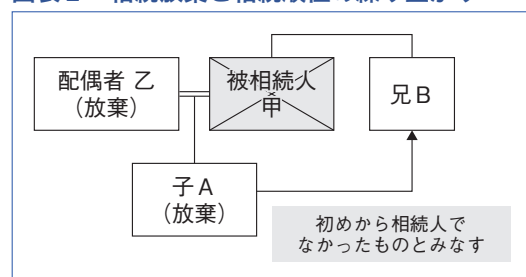


図表2 相続放棄と相続順位の繰り上がり



(出所) 筆者作成

内でマイナスの財産を相続する「限定承認」の手続きもある（図表1）。単純承認、相続放棄と並ぶ選択肢だが、ここでは割愛する。

相続放棄はすべての相続財産を放棄し、一切財産を相続しないという民法上の手続きだ。たとえ借金や負債が多くとも、ぜひとも相続したい財産がある場合などは、単純承認することとなる。

注意点として、いったん相

相続放棄は関係者全員での相談が重要

ここからは、図表2の例を基に確認していく。被相続人甲は多額の借金を抱えており、相続が発生した後、配偶者乙と子Aはよく検討して相続放棄を行った。この場合、配偶者乙と子Aは初めから相続人ではなかったとみなさ

相続放棄は関係者全員での相談が重要

また、相続放棄があった場合には「その放棄をした相続人は最初から相続人でなかった」とみなされる。具体的には、相続放棄した人の子や孫には代襲相続は行われず、第1順位の相続人全員が相続を放棄した場合は、第2順位または第3順位の相続人が繰り上がって相続人となる。

相続放棄が受理されると、相続放棄の取消しは原則としてできない。相続放棄するかしつかりと検討したうえでの判断を促そう。

お悩み解決の POINT

相続放棄には、申述書提出前に一部処理すると単純承認とみなされる、受理後の取消しができないなど注意点もある

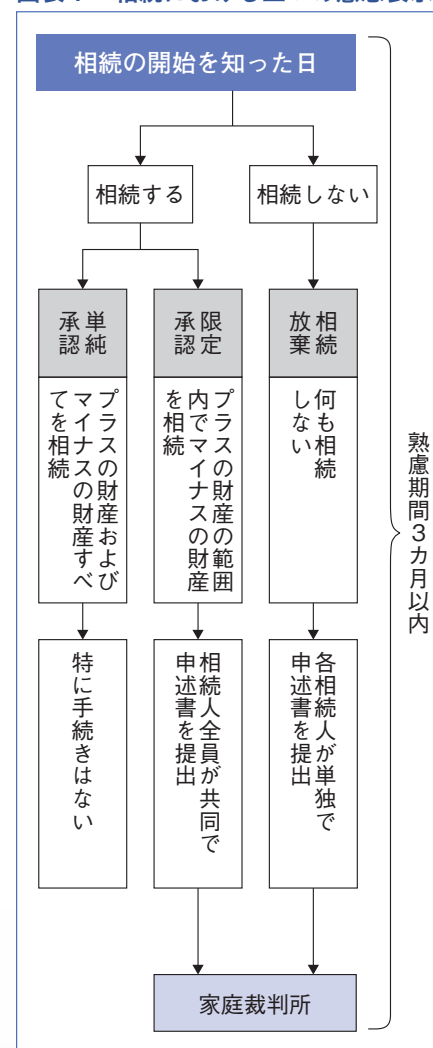
相続放棄した人は最初から相続人でなかったとみなされ、次順位の相続人が繰り上がるため、事前に関係者全員で相談することが望ましい

法定相続人の全員が相続放棄すると「相続人不存在」となる。この場合には、債権者や特別縁故者などの利害関係者等からの申立てにより、家庭裁判所において相続財産清算人を選任される。

相続財産清算人は相続人の

このように、負債の相続を回避できる相続放棄だが、注意すべき事柄もある。「親の所有する負債を相続しないといけない」「親に借金があった…」など相談があった場合には、リスクとともに相続放棄の情報提供も行うお客様に喜ばれるだろう。

図表1 相続における三つの意思表示



(出所) 筆者作成

今、地方から都市部への人口流出や少子高齢化に伴い、地方の過疎化が問題となっている。特に、地方に住む親が所有する不動産は、売りに売れないにもかかわらず維持管理費用がかかる、いわゆる「負債」とな

っているケースが少なくない。子どもは都市部で働いており、地方の実家に帰る予定がないものの実家の土地を相続しなければならぬなど、相続したくない負債を相続することとなった際に活用でき

るのが「相続放棄」だ。相続は、被相続人の財産上の権利や義務をすべて引き継ぐものとされている。そのため、相続の対象となる財産には、現金預金、不動産などのプラスの資産だけでなく、借入金や負債などマイナスの

子の悩み

親が亡くなったけど財産を相続したくない…



資産も含まれることになる。ただし、相続人の意思に反してまで、マイナスの資産の相続が強制されるわけではない。民法では財産を一切相続しない手続き、すなわち相続放棄を認めている。

マイナスの資産がプラスの資産よりも大きかったり、負債の相続に關与したくなかったりする場合には、相続放棄の選択肢もあると情報提供しておきたい。

一部でも処分すると単純承認とみなされる

相続放棄する場合には、相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述書を提出しなければならない。この期間に相続財産の一部でも処分した場合には、相続する（単純承認）とみなされるため注意が必要だ。

なお、プラスの財産の範囲